社会福祉法人 精華町社会福祉協議会
平成３０年度 事業計画

目　　次

Ⅰ　社会福祉を取り巻く環境と社会福祉協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

Ⅱ　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

Ⅲ　セクション別重点目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

１．総合的な権利擁護体制の構築に向けた取り組みを推進します【地域福祉課 総務係】・４

２．地域住民による助けあい活動の充実を目ざします

【地域福祉課 地域支援係】・・・・・・・・・・・・４

３．地域包括ケアシステムの強化に向けた取り組みを推進します

【地域福祉課　南部地域包括支援センター】・・・４

４．利用者の目線に立つケアマネジメントの継続とネットワークづくりに努めます

【在宅介護課 居宅介護支援係】・・・・・・・・・５

５．訪問介護員の資質向上に努め、利用者の地域での暮らしを支えます

【在宅介護課 訪問介護係】・・・・・・・・・・・・５

６．居心地の良い空間を提供するために効果的な取り組みを模索します

【通所介護課 通所介護係】・・・・・・・・・・・・５

Ⅳ　事業活動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

１．地域福祉課　総務係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

２．地域福祉課　地域支援係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

３．地域福祉課　南部地域包括支援センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

４．在宅介護課　居宅介護支援係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

５．在宅介護課　訪問介護係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

６．通所介護課　通所介護係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

７．チーム運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

Ⅰ　社会福祉を取り巻く環境と社会福祉協議会

今日、少子高齢化の進展や家族形態の多様化、コミュニティ機能の低下が進む中、公的な制度だけでは解決できない様々な問題が発生しています。

また、経済的困窮や引きこもり、虐待、権利侵害、不登校、離職など様々な要因によって、高齢者や障がい者に限らず、生きづらさを抱える人が増加し、社会的孤立が大きな社会問題として取り上げられています。

このような状況の中、国が打ち出している「我が事・丸ごと」地域共生社会のビジョンでは、複合的な課題を受け止める総合相談体制づくりや、地域における住民の主体的な活動の推進など、地域福祉を推進する中核団体として社会福祉協議会への期待はますます高まっています。

精華町社会福祉協議会では、「地域で共に助けあい 支えあうまちづくり」を目ざして、地域に密着した事業に取り組むとともに、役職員が一丸となって、地域住民や民生児童委員、地区福祉推進委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア、NPO 団体、事業者、行政などと協働しながら、深刻な生活課題や社会的孤立などの地域の課題に向き合い、「地域共生社会」の実現に向けてこれまでの活動をより強く推進する必要があります。

一方、平成２９年度から全面施行された社会福祉法人制度改革においては、基本視点として、公益性・非営利性の徹底や、住民に対する説明責任、地域社会への貢献を社会福祉法人に対して強く求めています。特に、公益性の高い法人として税制優遇措置が講じられているため、保有する財産は、計画的に福祉サービスに再投下し、地域に還元すること（地域公益事業）が求められています。

財政面では、介護保険制度の改正並びに介護報酬の見直しにより、本会における事業収入は減少傾向ですが、専門職の確保が非常に困難な時代を迎えている中で、保有する財産を効果的に活用し、人材の確保・育成、離職防止、定着促進などの取り組みを進めます。

また、福祉・介護分野にマッチした働き方改革を進めるために、職員と協議の場を持ち、事業者として専門職の処遇改善を実施することにより、働きがいと魅力のある職場を築き、安定した法人運営を目ざします。

Ⅱ　基本方針

基本方針１　住民が主役の地域福祉活動を支えていきます

高齢化や人口減少の急速な進行を背景に地域での人と人とのつながりが希薄化する傾向にあり、公的な制度だけでは解決できない様々な問題が発生しています。経済的困窮や引きこもり、虐待、認知症、不登校、離職、育児、ダブルケアなど様々な要因によって、高齢者・障がい者に限らず、生きづらさ・暮らしづらさを抱える人が増加し、社会的孤立が大きな社会問題として取り上げられる中、対象分野にとらわれない「丸ごと」支援できる取り組みを進めます。

また、公的制度の利用だけでは、地域生活が成り立たなくなってきている現状もあるため、住民相互の助けあい活動への参加者を増やしていくことが重要となっています。担い手となる住民を養成すると共に住民主体の地域での支えあい活動（地域福祉活動）が充実・活発化するよう、支援できる仕組みを構築します。

基本方針２　住民の権利をまもり、地域生活を支えます

本会は、地域福祉を推進する法的に位置付けられた団体であるとともに、介護保険事業などのサービス提供事業者でもあります。地域組織やボランティアなどのインフォーマルな活動を支援するとともに、デイサービスセンターをもつ事業者としてフォーマルサービスを提供しています。さらに、それらの資源をネットワーク化して、住民の生活を支えていることが社協の特性です。

住民が主役の地域福祉活動を支えるとともに、インフォーマル・フォーマルサービスを、高齢者や障がい者、児童に関わらず、すべての住民の立場に立って一体的に提供することにより、地域生活を支えていきます。

また、すべての住民の人権を尊重し、従来から実施している相談事業や福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の実施体制を強化するとともに、総合的な権利擁護体制の構築を目ざします。

基本方針３　時代の変化に柔軟に対応できる組織をめざします

平成２９年度に社会福祉法が改正され、社会福祉法人は、その公益性・非営利性を高め、本来の使命を果たし、住民に対する説明責任を果たすことが求められています。

これらの趣旨を踏まえ、住民によって組織されている開かれた団体として、部会や委員会の役割について新たな方向付けを行い、地域住民の信頼に応える社会福祉法人の在り方を実現するために、理事会並びに評議員会それぞれの機能を強化し、役職員の人材育成、資質の向上など、引き続き経営体制の強化を図り、情報公開、財務規律の強化、地域公益事業についても積極的に実施します。

Ⅲ　セクション別重点目標

１．総合的な権利擁護体制の構築に向けた取り組みを推進します

【地域福祉課 総務係】

従来から取り組んできた福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）については、高齢者や認知症の方、単身世帯の増加に比例して利用契約者が大幅に増加しています。長期的には、高齢化に伴う判断能力の低下により財産管理の必要性が高まっており、当事業での支援の限界を感じることが増えてきています。

成年後見制度へのスムーズな移行と後見人等との連携が課題となっているため、成年後見支援センター等の中核機関の設置を働きかけ、高齢者や障がい者等の権利擁護体制の充実に努めます。

また、今後の需要を調査したうえで、担い手となる地域住民の協力を得ながら法人後見の実施を検討します。

２．地域住民による助けあい活動の充実を目ざします【地域福祉課 地域支援係】

住み慣れた地域で人としての尊厳を保ちながら、安心していきいきとした生活を送るためには、地域住民同士が手を携えあう必要があります。

小学校区圏域の校区連絡会を設置し、小地域福祉委員会同士の連携強化と活動の充実を目ざします。また、小地域福祉委員会未実施の自治会へ地域課題を解決するための新たな支えあいの仕組みが生まれるよう働きかけます。

「ふれあいサポート事業」や「ファミリーサポート事業」だけでなく地域の中でも住民相互の助けあい活動や居場所づくりなどが展開されるように担い手となる地域住民を養成し、引き続き支援体制を強化します。

また、生きづらさ、暮らしづらさを抱える人への取り組みとして福祉や生活に関する相談にワンストップで対応し、対象分野にとらわれない重層的な支援体制を構築するために社協ふくし相談や絆ネット構築支援事業の強化を目ざします。

３．地域包括ケアシステムの強化に向けた取り組みを推進します

【地域福祉課 南部地域包括支援センター】

平成３０年４月からの介護保険法改正を踏まえ、顔の見える関係を築きながら、高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防のケアマネジメント及び地域ケア会議を通じたケアマネジメント支援等の強化を図ります。

慢性疾患や認知症を有する高齢者が増加していく中で、医療や介護など多職種間の連携・協働体制の強化を行うことで地域包括ケアシステムの強化を目ざします。

また、地域の住民や福祉関係者と連携して地域共生社会の実現に努めます。

４. 利用者の目線に立つケアマネジメントの継続とネットワークづくりに努めます

【在宅介護課 居宅介護支援係】

住み慣れた自宅でその人らしい生き方や、いつまでも社会参加・身体機能維持が出来るように要介護状態となられた方のケアプランを作成します。本人や家族の意向に沿ったケアプランを作成し、多職種をはじめ地域住民と連携しながら自立支援を目指します。

さらなるサービスの質の向上を図るためにも研修に積極的に参加して自己研鑽に努めるほか、介護相談や出前講座を実施することで地域へ積極的に出向き、介護サービスの疑問や課題について一緒に考えながら解決に向けて支援します。

また、ケアマネだよりの発行など、周知のための取り組みを通じて、顔の見える関係づくりを積極的に進めていきます。

５．訪問介護員の資質向上に努め、利用者の地域での暮らしを支えます

【在宅介護課 訪問介護係】

中重度の要介護者や認知症高齢者、地域の障がい者が住み慣れた地域や自宅で暮らしていけるよう、質の高いサービスを提供するために、訪問介護員の資質向上に努めます。

訪問介護事業を地域住民に広く知っていただくために、ホームページの充実やヘルパー通信の発行、福祉体験学習の講師など積極的に活動していき、周知活動に努めます。

また、介護保険外である細やかなサービスが提供できる自費サービスを活用し、利用者の生活の質の向上とその人らしく生活することを支援します。

要支援者を対象とした訪問介護事業は、「介護予防訪問介護相当サービス」として事業者申請し、要支援者が安心して地域で暮らしていくことを支援します。

６．居心地の良い空間を提供するために効果的な取り組みを模索します

【通所介護課 通所介護係】

介護や支援を必要とする高齢者や認知症の方が安心して暮らせるまちづくりの実現に向けて、通常規模型通所介護・認知症対応型通所介護（ほっとぴあ）・介護予防通所介護相当サービス･おたっしゃ倶楽部･短期集中型運動教室を運営します。

各事業の運営にあたっては、通所介護の３つの目的（①社会的孤立感の解消・②心身の機能の維持・③利用者家族のレスパイトケア）を念頭に置いて、事業ごとに求められる職員の専門性を高めます。

また、平成２７年度に入れ替えた特殊浴槽２機の効果により、重度利用者からの利用ニーズが高まってきています。入浴サービスの充実だけにとどまらず、さらに利用者ニーズに応えることができるよう、新たな取り組みにも挑戦します。

地域密着型事業に位置づけられる認知症対応型通所介護（ほっとぴあ）において

は、地域との連携や運営の透明性を確保するために、専門職や地元関係者の参画のもと、ほっとぴあ運営推進会議を開催します。

Ⅳ　事業活動計画

１．地域福祉課　総務係

（１）法人の運営に関する会議等の運営　673 千円

①正副会長会議（三役会議）の開催

②理事会・評議員会の開催

③監事による監査の実施

④評議員選任・解任委員会の開催（必要時）

⑤役員・顧問及び評議員の改選事務（必要時）

（２）事業の透明性、公開性を高めるための業務の推進　35 千円

①情報公開・個人情報の保護に関する業務

②福祉サービス苦情解決事業の実施

（３）給与・人事・経理等関係事務　7,194 千円

①給与事務

②労務管理・福利厚生事務

③人事にかかる事務

④予算案編成・決算案調整

⑤出納業務

⑥労働安全衛生に関する事務

（４）各種基金及び積立金の造成管理

（５）生活福祉資金貸付事業等事務〈受託事業〉　3,315 千円

（６）福祉サービス利用援助事業の実施〈受託事業〉【重点】　3,354 千円

①事業実施体制の充実

②（仮称）成年後見支援センター等の中核機関設置の働きかけ《新規》

③法人後見の検討《新規》

（７）施設及び固定資産管理業務　30,362 千円

①地域福祉センターかしのき苑の貸館・保守点検管理業務〈受託事業〉

②デイサービスセンター保守点検管理業務

③デイサービスセンター太陽光パネル設置事業《新規》

（８）職員駐車場整備事業《新規》　7,000 千円

（９）職場内 ICT 化事業　103 千円

（10）職員資格取得促進事業　250 千円

（11）承認社会福祉充実計画の進行管理業務《新規》

２．地域福祉課　地域支援係

（１）会員増強運動の実施　558 千円

①会員増強計画の作成

②普通会員・賛助会員・法人会員の募集

③各自治会への協力金の助成

（２）地域福祉活動の推進　13,551 千円

①小地域福祉委員会（２０か所）活動支援業務

・小学校区圏域の校区連絡会の開催《新規》

②地区福祉推進委員等研修会の開催

③レクリエーション機器等貸出事業の実施

④ふれあいサポート事業の実施

⑤ファミリーサポート事業の実施〈受託事業〉

⑥第２層生活支援コーディネーターの設置〈受託事業〉

（３）ボランティア活動の推進　3,304 千円

①ボランティアセンター運営委員会の開催

②ボランティア登録及び需給調整に関する業務

③ボランティア保険等に関する業務

④ボランティアセンター登録グループ活動助成金に関する業務

⑤ボランティア活動に関する講座の開催

⑥ボランティア連絡協議会・災害ボランティアセンター等への活動支援

（４）高齢者等を対象とした事業の実施　12,527 千円

①配食サービス事業の実施〈受託事業〉

②紙おむつ等給付事業の実施〈受託事業〉

③外出支援事業の実施〈受託事業〉

④テレフォンサービス事業の実施

⑤高齢者ふれあいサロンへの活動支援

（５）ひとりぐらし老人の会・介護者家族の会等の当事者組織の支援

（６）児童等を対象とした事業の実施　422 千円

①子育てサロンへの活動支援

②地域児童福祉活動助成事業の実施

③小・中・高等学校における福祉体験学習への支援と福祉教育の推進

（７）障害者を対象とした事業の実施　123 千円

①障害者移送サービス事業の実施〈受託事業〉

②日常生活用具貸出事業の実施

③障害者サロンへの活動支援

（８）生きづらさ・暮らしづらさを抱える人への支援【重点】　5,540 千円

①絆ネット構築支援事業の実施〈受託事業〉

②相談体制・ネットワーク作り《新規》

（９）住民の権利を守るための相談事業の実施　374 千円

①弁護士による無料法律相談事業の実施

②司法書士による無料法律相談事業の実施

(10) 各種イベントへの参加・協力

①ふれあいまつり

②せいか祭り

③障害児者ふれあいのつどい

④けいはんなふれあいコンサート

⑤せいかまちづくり塾

(11) 共同募金委員会事務局の運営

３．地域福祉課　南部地域包括支援センター

（１）予防給付等に関するケアマネジメント業務〈受託事業〉　11,139 千円

①介護予防ケアプランの作成

②新総合事業介護予防ケアマネジメント

③サービス担当者会議の開催

④モニタリング・アセスメント業務の実施

⑤給付管理業務の実施

（２）総合的な相談支援業務及び権利擁護業務〈受託事業〉　4,946 千円

①相談業務の実施

②高齢者の権利擁護業務の実施

（３）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務〈受託事業〉　7,713 千円

①支援困難事例等への指導・助言業務の実施

②包括的・継続的なケア体制構築業務の実施

③地域ケア会議の開催

（４）地域包括ケア体制の整備・普及啓発業務　10 千円

①地域包括連絡会議の開催

②認知症サポーター養成講座の実施

（５）企業の社会貢献活動の支援業務（まちの福祉サポート店事業）　125 千円

（６）介護者リフレッシュ事業の実施〈受託事業〉　149 千円

４．在宅介護課　居宅介護支援係

（１）要介護者ケアマネジメント業務　16,840 千円

①ケアプランの作成

②サービス担当者会議の開催

③モニタリング・アセスメント業務の実施

④給付管理業務の実施

（２）要支援者ケアマネジメント業務〈受託事業〉　100 千円

（３）介護保険要介護認定調査の実施〈受託事業〉　50 千円

（４）地域での介護相談業務の実施

（５）ケアマネだよりの発行　6 千円

５．在宅介護課　訪問介護係

（１）訪問介護事業の実施　33,000 千円

①訪問介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供

②個別ケア会議の開催

（２）介護予防訪問介護相当サービスの実施《新規》　2,950 千円

①介護予防訪問介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供

②個別ケア会議の開催

（３）障害者居宅介護事業の実施　3,100 千円

①居宅介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供

②個別ケア会議の開催

（４）難病患者ホームヘルプサービス事業の実施〈受託事業〉　1 千円

（５）訪問（自費）サービスの実施　100 千円

（６）ヘルパー通信の発行　8 千円

６．通所介護課　通所介護係

（１）通所介護事業の実施　64,584 千円

①通所介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供

②サービス担当者会議への参加

（２）認知症要介護者・要支援者への通所介護事業（ほっとぴあ）の実施　26,685 千円

①（予防）通所介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供

②サービス担当者会議への参加

③事業啓発の強化

④ほっとぴあ運営推進会議の開催

（３）介護予防通所介護相当サービスの実施《新規》　2,574 千円

①介護予防通所介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供

②サービス担当者会議への参加

（４）通所型サービスＡ「おたっしゃ倶楽部」の実施　3,100 千円

（５）通所型サービスＣ（短期集中型運動教室）の実施〈受託事業〉　2,812 千円

（６）デイサービスセンター防災訓練等の実施

（７）デイ通信の発行　14 千円

（８）デイサービス昼食自炊化事業《新規》　6,200 千円

７．チーム運営

（１）職員研修の実施　230 千円

（２）広報啓発事業の実施　1,415 千円

①せいか社協だよりの発行

②ホームページの充実

③社協職員による出張セミナーの実施

④マスコットキャラクター「どんちゃん」の派遣

⑤地域福祉活動ライブラリーの充実

（３）地域福祉活動計画推進委員会の開催　77 千円

（４）居場所づくり支援事業の実施　777 千円

①絆カフェの開催

②空き家等を活用した地域での多様な居場所づくり【重点】

（５）社協ふくし＆相続相談の実施【重点】　56 千円

（６）認知症カフェ DON Café の実施　135 千円

（７）部会の運営

注）各事業の後に記載されている数字は予算規模です。事業の性質により重複して計上されることがあるため、予算書の数値と完全に一致しません。